

学資労働の社会的組織化
——青森県・「学田制」の分析から——

篠原清昭

Social Systematization of the Labor for School Expenses
—— on the Analysis of “School Farm System” in Aomori Prefecture ——

Kiyoaki Shinohara

This study has been made on “School Farm System”, which was one of the special labor forms for school expenses in the early Meiji era. Here the “School Farm” means the fields and the forests on the mountain jointly owned and cultivated by the school district people in those days to maintain the elementary school in their district.

This “School Farm” was given to school district people by the Meiji Government as a rent-free farm land and the right of co-ownership was fully guaranteed to the district people if they could satisfy a certain condition to acquire the right. Therefore, this System assumes the character of Commonage and their cooperative cultivation of the “School Farm” is thought to have been done by conventional commonage labor. In this respect, the present author thinks that some very enlightening facts can be disclosed of special relations between school district people (as a village community) and institutionalization of public deucation (which has so far been imperfect in a study of school expenses under monetary system).

In this article, the following viewpoints have been brought into focus: (1) what is the policy and methodological idea in systematically materializing this “School Farm System”, (2) how the village community reacted to the System in the process of its enforcement and collapse. A concrete analysis has been made in this article as to the case of “School Farm System” instituted and enforced in Aomori Prefecture in the 11th -16th years of Meiji.

Key Words: School, Expense, Farm, District, Meiji (era)

はじめに

本稿は「学制」期の学資金について、貨幣形態以外の学資金の存在形態を扱う。それは地域民衆の共同賦役・共同労働を担保とする学資労働を意味する。「学制」期の学資労働の研究については、これまで学校建築など一時的、特殊事例的な共同労働を説明するものが一部みられた¹⁾。しかし、ここでは全県的に制度化され、実施された小学校維持のための学資労働の形態として青森県の学田制²⁾をみる。

この「学田」は、明治初期小学区民が小学校の維持のために共有した田畑・山林をいう。国有地の無償貸下げや名望家の寄付により与えられた小学区の土地を、学区民が無償の労力提供により開墾・工作し、その収益を学校の維持費に補填したものである。この場合「学田」が準入会地として措定され、さらにその開墾・工作が旧慣秩序としての入会的共同労働を方法・形態とすることから、そこに学資労働の社会的組織化の実態と理念をみることができる。

ところで、従来の「学制」期学資金の研究は、当然のことながら貨幣形態の学資金の存在形態をみつめた。学校の共同所有観念の喧伝に反して、現実の教育費が功妙な受益者負担の方法により国家的・制度的教育費のシステムに組み込まれていくプロセスを批判的にみた。こうした視点を設ける背景には、「教育が社会ととり結ぶ諸関係は資本主義社会における貨幣の歴史的社会的性質をうけて抽象的に同質化される³⁾」と言う仮説があり、さらに教育費を「近代資本主義社会における社会と教育との関係を反映している教育の基礎的概念⁴⁾」とする通説があった。

しかし、明治初期とりわけ地方農村における教育費の存在形態がそのまま社会と教育と関係を説明できるとするには無理がある。それは、大きく貨幣経済の浸透が不十分な状況のもとでは、教育費それ自体に民衆の教育意識や公教育観が反映していたとするには無理があるということの意味する。

実際、当時の教育費は部落民または町村民の協議による「民自らの費用」(民費)ではなく「民の負担する費用」(府県費・国費)に転換され⁵⁾、徴収方法については「全く無秩序・無統制に同一の土地・戸或は人の上に重複的・競合的に賦課⁶⁾」されていた状況がある。個人的教育投資としての個別教育費が、町村財政の公財政化・税制改正のなかで、同一通貨の複数同時的読み替えによって自動的に国家的教育費に吸収されていたと考えることができる。

学資金民衆負担の史的立場づけは、単に学費強制徴収による民衆抑圧の歴史整理に終わるものではない。むしろ、民衆抑圧の歴史事実に見え隠れする学校所有観念の潜在性・顕在性の存在の可能性を視野に入れなくてはならない。それは学資金の民衆負担の事実のなかに、個人的支出としての教育費が、学校の共同所有という共同体的公共性を理念として社会的に組織化された社会的教育費に制度的に転換し得たかどうかの可能性を検証することである。

この場合、社会的教育費としての存在形態は、貨幣形態から離れた教育費、すなわち学資

労働をみることによって、よりリアルにみることができる。それは、「歴史において現実化した公教育費の存在形態⁷⁾」に対して、異質の公教育費の存在形態をもつ。そして、とりわけ、それが旧慣秩序としての自然村の共同体的規制により組織化された共同労働を指す上で、公教育費の社会的組織化すなわち地方的レベルの制度化に対する村落共同体の位置と反応を分析できる。

以上のことから、本稿では明治11年から16年、青森県において制度化され、全県的に実施された学田制を分析する。

I. 学田制の目的と方法

1. 制度化の意味

明治9年、青森県令として赴任した山田秀典は、翌10年9月28日県下各小学区に対して学田制創設の内容を示す「学田告諭書⁸⁾」を布達した。

「……前略……今より学資金及び授業料に換ふるに農家所長の力役を用て学校費用の填充せば毎月出銭の勞なく従来望む所の隆盛期して待つべきなり抑県内各般の事情を察するに土地広く人家疎にして生産の遺利夥多なる北海道を除くの外全国中其比を見ざる所然して山を鑄海を煮るの利は暫く措き先づ農家生業の遺利を挙げん……中略（学田を興し）学校は隆盛を極めて邑に不学の戸なく家に無学の人なきに至らん於是か一村一区繁冒の其を開き厚生前途確立して終に開明の良民たるに恥ざる可し然らば則文明の美風を望むも亦遠きにあらざるなり是に由て之を觀れば学田興設の事業たる直接上単に学資出途の得策なるのみならず亦間接の一大事業たるや明けし是等の理合一同篤と了解致し決して等閑の心得なく別冊方法書の通一小学区即ち大凡百戸の地方に於て一町歩程を学田と定め一ヶ年一戸多きは六日少きは二日の勞役を厭はず協力同心励精從事し相互の他学区他村に劣らざる様致すへし決して他人の為県庁の為に非ず是皆各自各村各家生業繁盛の基礎にして傳た後來文明の域に進むは一に此点に希望するなり……後略……。」（括弧内筆者記入、以下同様）

以上の「学田告諭書」によると、学田設置は、直接には「学資金及び授業料に換ふる」恒常的な「学資出途の得策」として構想されたとされるが、間接には農業技法の改革として構想された。この点に、特殊な学資金形態としての学田制度の制度化の根拠をみることができる。

一般に、「学制」期学資金の徴収実体については、生徒が負担しその不足を学区が補いさらにその不足を国庫が負担するという学制理念、教育財政の三段階方式が地方の実態に合わないことが説明される。本稿で扱う青森県についても、明治6、7年の小学校設立・維持が実質的に富裕階層の慈善的寄付行為によって運営されていたこと⁹⁾を除けば、例外的ではなく、授業料及び学区内集金は県民の民度・生活実態からかけ離れていた。学田告諭書の前文では、その点「各自に月賦の学資金あり又生徒に規定の授業料ありと雖も之を毎校に平分すれば一

校一ヶ年の資金は僅かに三十五、六圓に過ぎず安んぞ之を用いて賢良の教師を用し活発の教育を施すを得ん」(「学田告諭書」)と説明されている。

こうした学資金徴収の低迷に対しては、学区内集金を中心とした強制徴収の強化により対応していくことが一般的措置としてあげられるが、青森県の場合それを許さない他県に比してあまりにも低い民力の実態があった。

それは、「本州ノ東北ニ位置シ西北ハ海ニ面シ東南ハ山ヲ負ヒ特ニ山岳周重ス勞力相償ハサルノ至ル所¹⁰⁾」という辺境の地勢と「土地広く人家疎にして生産の遺利夥多なる北海道を除く外全国中其比を見ざる所」(「学田告諭書」)という劣悪な農業技法を原因としていた。さらに、明治6年よりの地租改正事業は、他府県に比してより深刻な生活経済の低迷を倍加させたと思われる。したがって、学田制は農業技法の改善を目的とした農業振興策の一種でもあった。ともかく、こうした状況のなかで就学児童の有無にかかわらず一律毎戸に課せられ、その不足分をさらに学区内で別途資産別に賦課されると言う二重性をもった戸課金徴収方法は、「却テ民心ノ帰向ヲ傷ヒ勧誘ノ実ヲ失フ¹¹⁾」とされ、「民心ノ疲弊目撃スルニ耐ヘス¹¹⁾」というほどの生活苦にあった学区民からの抵抗にあったとされる。この点において、学田制は、その徴収方法において受益者負担を原則とする金納ではなく、設置者(学区)負担を原則とする共同労働を予定した。それは、金納による学区民の抵抗意識を極力回避し、逆に自然村の共同体的規制力を利用することによって、スムーズに受益者負担から設置者負担への転換を為すことを目的としたと考えられる。

2. 運営方法

農業振興による民力の向上と受益者負担から設置者負担への転換を目的とする学田制は、その運営方法のレベルで具体的な政策理念を表す。その内容を先の「学田告諭書」の布達の翌年に出された「学田管理法」(明治11年10月6日)および「学田着手法¹²⁾」(明治11年11月5日)にみてる。

学田制実施のための基本的な政策理念は、「学田」地を準入会地と仮設し、入会的共同労働を方法として村落の共同体的規制力を逆利用することにあつた。そのため、まず「学田」地は、「公学校ノ保護ヲ堅実ニシ人民資益ヲ起コス為設クル所ノ学区公共ノ不動産」(「学田管理法」第一条)として、入会地的性格を強調した。さらに、学田を共耕する学区民の利益について、「成功ノ上無代価ニテ付与シ共有権ヲ保持セシム」(「学田着手法」第三条)として、入会権的利益を保障した。この場合、「学田」地は原則として「人民ノ願ニヨリ内務省ノ許可ヲ得無借料ニシテ貸渡シ」(「学田着手法」第二条)するとされ、主に官有不毛地が貸下地として充てられた。

こうした官有地などの貸下げは、当時の学区民に期待をもって受け入れられた。後に詳述するが、明治11年の時点で、県内368校の小学校のうち学田貸下げを申請した小学校は124校で全体の約三分の一に相当した。当時明治政府は、地租改正事業を契機として、民有地特に

部落有林野の官有化を推進していた。従来の村中入会及び村々入会であった林野が官有地と民有地に分離され、政策的に官有地に組み込まれていった。それは、地租改正のための山林原野の一方的な測量により、「牧草地券改組ニ因テ復タ昔日ノ如ク無価ニシ刈ルコトヲ得ズ」とする状況となったことを意味する。結果的に、これまでの入会権的利益が収奪されることとなった。「学田」地の貸下げは、そうした意味では一端収奪されたと思われる入会地の返還（奪還）としての意味を持ったとも考えることができる。

こうした政策理念の背景には、県令山田秀典個人が馬耕技術の推進など農業政策の専門家であり、農業振興に力を入れた地方官であったとともに、当時の明治政府が国家的殖産政策¹³⁾の一環として不毛地の開墾を奨励していたことがあげられる。官有地の貸下げの申請に対する内務省の許可はそのような事情を理由に承認された¹⁴⁾と思われる。

さて、学田制の実施のためには、他方学田を実際に共同耕作する村民の相互扶助意識の存在が必要とされた。そのため、学田耕作に関わる方法、例えば「大凡一ヶ年一戸一人五、六日或ハ二、三日」「学田着手法」第七条）という共同労役の割り振りや「米麦大小豆藍草等培養繁殖セシムル」（「学田着手法」第十条）という植え付け作物の種類決定、さらに、肥料農具などの学田収利金からの購入などの決定が多く「学区協議」に任された。それは、入会的共同労働が共同体的自治を本質として、学田労働が共耕自治により営まれることから当然の措置と考えられる。

ところで、「学田」地は必ずしも慣習法上認められた村民の共有地ではなく、後から政府により貸下げられた官有地であった。そのため、「五ヶ年内ニ開墾竣成セサル時ハ其拝借シ得タルノ権ヲ失フモノ」（「学田着手法」第十四条）とする条件が付加され、そのための規制が課せられる。例えば、学田の売却は学区の協議といえども許されず、以下の場合に限定された。

「一、地面所在ニ不便アルカ為地所交換又ハ買イ換エン為ト欲シ入額ニ損減ナキ時 二前款ノ場合ニ於イテ一時入額ヲ減少スルトイエドモ大ニ事業ノ起コスヘキ見込アリ結局入額ノ増殖判然タル時 一、入額ノ増加ヲ計リ他ニ買得ス田地アル時」（「学田管理法」第四条）

さらに、また日常の学田管理・運営に関して、「郡長学区取締ヨリ人選シテ県庁之ヲ命ズル」（「学田着手法」第三条）学田係が置かれ、学田を管理する支配人とされた。この学田係は、戸長及び学校係のもとで学田収穫金の簿記・出納から学田産出品の販売などを日常的に任された。

これらの規制は、「学田ノ如キ素地ハ政府特恩ノ賜アリ寄特者寄付スルモノアリ是ナリイワシヤ教育資本ニ於イテハ政府ノ監督多キニ居ル」（「学田管理法」第三条）という「共有物成立ノ性質」（同三条）による。それは、開墾のために貸下げられた条件付きの官有地であることから、当然なこととされる。

ところで、学田は「学区公共ノ不動産」であり、その共有権は学区に帰属されると規定されたが、その法的認定には曖昧性があった。例えば、「学田ハ学区公共ノ不動産ナリトイエド

モ二町村以上ヨリ成立スル学区ニシテ其起業費ハ一町村又ハ二町村ニシテ負担シ全区共同力ニ依ルニアラサルモノハ起業費ヲ担当シタル町村ノ公共学田ト定ム」(「学田管理法第二条」とされ、形式的な学区よりも、学田耕作に関して実働性をもつ村落共同体の範囲が優先された。また、逆に同様な意味において「聯区内共耕スル」(「学田着手法」第六条)ことも認められた。こうした学田の共有権者の範囲に加えて、さらに学田共耕という原則自体も小作付の特例が認められた。この二点は、以後学田運営に重大な支障をもたらすこととなる。後、詳述する。

II. 学田制の実施

1. 運営実態

一小学区一学田を基本としながらも、学区のもつ人口・通学条件及び本村と支村との関係などの条件¹⁵⁾から、学田設置の単位は「学区数ニ因リ異動アル」(「学田着手法」第一条)とする連区制を前提とした。つまり、実質的に小学校の設置能力のある範囲が学田設置単位とされたわけである。

例えば、岩木町の鼻和・抱流両小学区から出された「学田之儀ニ付官地拝借願¹⁶⁾」(明治11年12月16日)によると、鼻和村の寺旧境内地の官有原野19町8反5畝5歩が「聯区衆議之末終ニ本文ノ原野拝借出願之上萱仕立ニ仕度見込協議相整候間御規則ノ通拝借地料納可ニ付御聞被成下度依テ絵図相添此段奉願候」と願い出されている。この場合、「学田」地は鼻和村の官有地であるが、拝借願いは鼻和村を含めた第三大区六小区にあたる熊島村・高屋村・八幡村・蒔苗村・富栄村の計六村の人民惣代及び村用係の連署と鼻和小学校・抱流小学校両校の学校掛の連署により願い出されている。この場合、「学田」地の共有権は鼻和小学区と抱流小学区の連区であり、共耕負担は先の六村の持ち回りとなっている。

学田運営がこうした連区共同の形態を彩ることは、学田主体が実働的な運営主体の範囲に条件づけられたためであるとともに、実際の「学田」地の確保の事情に依った。例えば、県による学田地下付の達しの但し書き¹⁷⁾には「不毛甲区内ニ無之、若クハ丙丁区内ノ方面ニ於テ有余有之哉又ハ地質ノ都合ニヨリ之ヲ他区ニ所望スル事由有之分ハ、附是及協議候儀」とされ、他小学区に「学田」地を求めざるを得ない小学区が事実上存在することから、形式上連区の形態で伺いを出す必要がこのように生じたといえる。

また、これより先に願いだされた別件の「学田之儀ニ付官地御払下願¹⁸⁾」(明治11年6月)では、植田村及び細越村境界の官有地が両村の「中持」と規定され、両村の人民惣代及び村用係の連署に細越小学校の学校掛の署名を付して願い出されている。この場合、学田の共有権は、細越小学区一区に属するが、共耕負担は両村「中持」の形式に従い、両村の共同負担となった。なお、連区が、市街地に多く、単一小学区が村落地域に多いことから、この事例は、村落地域の学田運営形態の典型とされる。なお、この学田は明治15年には廃止され、株

場が変わった¹⁹⁾。

以上のように、学田運営については、その共有権が各小学区に帰属し、学田及びその収益は各小学校の既存財産にされたが、「学田」地の共耕という実際の運営の母体について、運営能力に関して複数村の共同形態を彩った。この点、一村の共益を基本的利益として、一村内の共同賦役を形態とする入会制とは本質的に異なった。

ところで、入会地が少なく、また入会地的慣行も少ない市街地域については、学田運営の形態はどうであろうか。

弘前和徳小学校の場合、明治11年5月18日に弘前市から同市の旧溜池干拓地5反19歩を下付された。この土地は、同市の所有地のうち学田地として設定されたものを抽選により割当てられたものである²⁰⁾。同校ではただちに紺屋町糸谷利三郎と小作の契約を結び、一反歩につき75銭を学校に納めさせることとして次のような「学田小作人証書²¹⁾」を結んだ。

「当郡弘前地内旧南溜池学田トシテ御校江御割渡相成候地所五反十九歩作明治十一年拙者小作人開墾致ニ付、則年ヨリ作得金トシテ一反歩ニ付五十銭ツツ割合ヲ以相納候処本年格外出来作成殊ニ不外学田ノ儀ニ付学資金万分ノ一之補ニモ可仕度付未ダ開墾地ニテ地価之御定モ無之候得共、仮ニ一反歩ニ付地租地課見積ヲ以テ二十五銭外作得金トシテ五十銭当明治十二年ヨリ向フニ捨々年之間年々十月十五日限り相納可申依而小作人証書如件」

同「学田」地は畑地で、明治11年に開墾費用として三円を与え、主に藍を植え付けさせた。同年の藍の収穫は十八出二合二厘で、代金にして五十二円二十銭、諸経費を差し引いた純益が三円六十二銭二厘あった。その後、明治21年12月25日、開墾が全く完了したので学校では改めて学田払下げの願いを提出して同22年8月8日許可を得て、同地は完全に本校の所有の基本財産となった。なお、その後も小作契約は継続し、明治32年2月小作契約の期間が満期となったが、さらに同40年12月まで契約を更新した。

こうした小作人委託の学田運営形態は、入会地及び入会慣行の少ない商業地、弘前・青森・八戸などに多くみられた。本来、共耕形態を理念とする学田制も市街地においては小作人委託の形態を彩らざるを得ず、県内全体で学田運営に差異が生じた。

2. 成果と傾向

学田の実施状況をみてみる(表1)。明治11年から16年にかけて²²⁾、「学田所有校数」は県下全小学校数のうち約三分の一に達する。学田所有校は市街地や山間の村落にはあまりみられず、特に山間・漁村僻地の村落では炭焼きや漁業など「地勢ト風尚トヲ斟酌シテ实地適切ノ方法²³⁾」を採用して、学田に代わる学資捻出の方法を彩っていたとされる。なお特殊な例としては「下北郡舵浦大間宿野舵崎ノ諸村落ニ於テ学牧場ヲ設ケ²⁴⁾」た事例がある。

「学田総面積」については、明治12年から明治13年にかけて483町歩と急激な増加が認められるが、それ以外例年さほどの増加はなく、明治15年には逆に32町歩の減少となっている。この明治15年の減少は「専ラ昨年(明治14年)洪水ノ害ヲ被リ損地セシニ依ル²⁵⁾」とされるが、

表1 学田の実施状況

	明治11年	12年	13年	14年	15年	16年
公立小学校数	368円	415	445	486	530	549
学田所有校数	124校	133	170	185	197	198
学田所有校率	33.8%	32.0	38.2	38.0	39.1	36.0
学田総面積(町)	796.052	288.322	483.450	541.231	508.472	541.200
学田収穫金(円)	3034.476	2228.053	3285.128	1612.515	1400.217	699.039
一校当りの平均面積(町)	6.424	2.168	2.844	2.926	2.581	2.733
一校当りの平均収穫金(円)	24.471	16.752	19.324	8.716	7.107	3.515

(『文部省第六年報』～『文部省第十一年報』及び関係資料にもとづき筆者が作成。)

全体に学田拝借願の件数の減少がある。

つぎに、「学田収穫金²⁶⁾」については、明治13年の3,285円を最高として以後年々減少し、明治16年にはわずか699円となっている。この点、学田制創設の目的が当初学資金の補充としてではなく学区内集金に代わる主要な新教育財源として構想されたことを考えれば、学田制の目的は結果的には十分に達成されなかったと評価される。各年度の「学田収穫金はその各年度の学校経費(収入)全体に対する比率において²⁷⁾、例えば明治11年の5.7%を最高として以下3.3%(明12)、3.1%(明13)、1.1%(明14)、0.9%(明15)、0.4%(明16)と減じている。この比率は、明治13年より学校経費(収入)の約八割を占める(学区内集金に代わる)「地方税」と「協議集金」に程遠いうえ、さらに「生徒授業料」や「寄付金」にも及ばないものとなっている²⁸⁾。

この場合、「(学田所有校)一校当たりの収穫金」に換算すると、明治11年の24円を最高として年々減少し明治16年には3円となっている。さらに、「実際ノ所得ハ各校同一ナラス²⁹⁾」とされ、最も多い学校で約182円、少ない学校で21銭と格差がある。「収穫ノ多キモノハ村落小学校学資額ト殆ト二倍ヲ得ル³⁰⁾」とされるが、学田開設当初一校当たり百円の収穫金を予定していたこと³¹⁾を考えると、平均の収穫金はかなり低額になった。

例えば、明治17年の弘前城西小学校の学校経費決算³²⁾をみると、「学田収利」は5.93円とわずかである。この場合、歳入の中心は実際には「戸数別」の戸課金に加えて、地租金や営業税など別途資産別に二重に賦課される学区内集金に依っている。学田は新教育財源としては不成立であり、事実上戸数・営業税・地租金の三種類による学資金賦課法が教育財源の全体を占めていた³³⁾。

なお、年度により「学田収穫金」は実際の「学田総面積」の増加に反して逆に減少している場合がみられるが、これは、一つに「暴水ノ為土地ノ欠損ニ被リタルト早干ノ為メニ枯渴シテ収穫ヲ抹殺シタル³⁴⁾」という自然災害による。しかし、一方「作物ノ価格下落スル³⁵⁾」という社会条件にもよる。「其物価ハ前年（明治15年）ノ半額ニ低落セシ³⁶⁾」とされる。

ところで、「実際ノ所得ハ各校同一ナラス³⁶⁾」と言う学校格差は、その前提として学田状況に地域格差があることを意味している。次表（表2）は県内郡別の学田状況を示す。

表によると、県内の郡により「学田反別」や「学田収利金」にかなり格差がみられる。県下を津軽五郡（東津軽郡・西津軽郡・中津軽郡・南津軽郡・北津軽郡）と南部三郡（上北郡・下北郡・三戸郡）に二分したとき、前者の地方に比して、後者の地方に学田の発達が認められる。「学田反別」及び「学田収利金」が、南部三郡特に上北郡と三戸郡の両郡で県下全体の約半分を占めている。

ところが、一般に「津軽五郡ハ沃土ニシテ南部三郡ハ瘦土ナリ³⁷⁾」とされており、土質という条件から考えれば、「沃土」をもつ津軽五郡において学田収利が低迷していることは奇異に感じられる。その点、文部省への報告では、つぎのように説明されている。

「何トナレハ津軽五郡ハ土地平坦村落稠密鶏犬ノ聲四方ニ達シ此ヲ以テ其肥沃ノ土地ハ悉ク耕シ蓋シテ民有地ニ属セリ其剩シテ官有原野ト為スモノハ概ネ川岸浮上地若シク瘦地ナリ故ニ学田ノ収穫ニ至テハ動モスレハ減殺スルアリ南部三郡ハ然ラス土地ハ漠焉タル原野多ク人咽稀疎ニシテ耕地龕ナシ此ヲ以テ遺利モ亦実ニ大ナリトス故ニ官有原野中ニ於テ其卒ヲ抜クキハ却テ肥良ノ田園ヲ得故ニ学田ノ収利ニ至テハ却テ之カ上位ニ出ツルアリ³⁸⁾」

「学田」地として設定される官有原野の立地条件及び土質が、津軽五郡では「川岸浮上地若クハ瘦地」であり、南部三郡では「肥良ノ田園」であることが影響していると説明されている。しかし、学田状況の地方的格差はこれに尽きるものではない。翌年（明治15年）の報告では、つぎのように述べている。

「西北両津軽郡ノ如キハ就中稲田ニ富ミ従テ薪炭田木材ニ乏シキヲ告ケ日常ノ薪田ヲ補フニ犒及泥炭ヲ以テシ為メニ苟モ原野川原地ノアルアレハ競テ茲ニ柳及雑木ヲ植エ山地アレハ亦之レニ松杉ヲ植栽スルハ缺乏ヲ補フノ便アレハナリ南部地方ハ牧畜ニ適ス故ニ悉ク牧場ヲ開設シテ馬牛ヲ飼養スヘキニ却テ田園ヲ希望スルモノハ同地方ハ郊原漠焉水田乏シク為メニ中産以下ノモノハ粟稗ヲ以テ食用ニ充テ純然タル米飯ヲ喫スル者殆ト稀ナリ故ニ苟モ肥沃ノ地ヲ発見スル毎ニ稲田或ハ陸田ヲ墾シ漸次稲草ノ増殖ヲ計画セントスルノ状況ナリ暫ク津軽南部ノ両地方各其ノ冀望ヲ異ニスルモノハ前ニ云フ如ク抑亦偶然ニアラサルナリ³⁹⁾」

つまり、「日常ノ薪田ヲ補フ」ためや「粟稗ヲ以テ食用ニ充テ」るためという生活の要求が、小学校維持のための学田共耕に優先され、生活保護・防衛による学田離れがあったと考えられる。「学田」地の立地条件・土質のみならず、各地方の村民の生活水準・要求により学田状況の格差は高まったといえる。

表2 県内地方別の学田状況

	東津軽	西津軽	中津軽	南津軽	北津軽	上北	下北	三戸	計
学田所有校数	28校	24	29	22	24	24	5	29	185
学田反別 (%)	71.2424 (13.2)	41.6627 (7.7)	25.2429 (4.7)	43.9272 (8.1)	45.2308 (8.4)	127.0709 (23.5)	11.6119 (2.1)	175.2529 (32.4)	541.2323 (100.0)
学田収穫金 (%)	91.471 (5.7)	368.935 (22.9)	50.500 (3.1)	89.419 (5.5)	71.901 (4.5)	254.437 (15.8)	17.437 (1.1)	668.392 (41.5)	1612.515 (100.0)
一校当りの学 田反別(町)	2.544	1.4800	0.8704	1.9988	1.8846	5.2946	2.3224	6.0432	
一校当りの学 田収穫金(円)	3.267	15.373	1.741	4.065	2.996	10.601	3.487	23.048	
一町当りの収 穫金(円)	1.284	8.856	2.001	2.034	1.590	2.002	1.502	3.814	

(『文部省第九年報』明治14年 403頁～423頁, 415頁～416頁にもとづき筆者が作成。)

III. 学田制の崩壊

1. 崩壊の要因

県令山田秀典の死亡を契機として、学田制は衰退、崩壊していく。一村での学田の廃棄が他町村に連鎖的に影響を与え、明治18年には少なくとも公報から消える。ここでは、以下、学田制崩壊の要因について考察する。

学田制の崩壊は、現象的には学田収穫金の減少であるが、それを生じさせたのは学田地の農地としての衰退と植え付け作物の種類の変容であったと思われる。

後の表3は明治11年から明治16年までの学田反別の内訳である。学田の衰退は、第一に「開墾反別」の量的停滞にみることができる。すなわち、明治12年以降「開墾反別」は量においてあまり伸び率を示していない。これは「暴漲水ノ為メ枯渴シテ収穫ヲ抹殺⁴⁰⁾」した上に、「洪水ノ害ヲ被リ損地セシニ依ル⁴¹⁾」とされる。

第二に、学田の衰退は植え付け作物の種類の変容にみることができる。「水田反別」・「畑反別」・「樹林反別」の三種の比率において、当初「畑反別」中心であったものが年々減少し、逆に「樹林反別」が増加する傾向となっている。こうした植え付け作物の変容は、「従来不便ノ(学田)地所ハ樹木茅萱秣場等ニ変換シタル⁴²⁾」という「学田」地の立地条件や自然条件にもよるが、直接には「畑ノ瘦衰シテ播種シ難キ⁴³⁾」状況を生じさせた村民の学田耕作の低迷にあると思われる。『青森県学事年報』では、その点をつぎのように報告している。

「偏ニ蕎麦ノミヲ蒔付ケ之カ為メニ植物滋養分ニ於テ最第一ノ必要ナル安母尼亞ヲ悉ク吸

取シ蓋シタルニ在ルヘシ農家ノ情常ニ自己ノ土地ヲ愛護スルモ公衆ノ共有地ヲ粗忽視シテ意ヲ注セス他日耕シ難キ此ノ疲瘦ヲ生シ出シ来ルモノハ悪ム可キカ如クナレモ亦止ムヲ得サルニ在リ何トナレハ小作人タルモノ富者寡クシテ貧人常ニ多シ若シ貧実ナル者ヲシテ小作センメハ往々荒損ニ属スルヲ見ル然ル所以ノモノハ第一肥料ヲ施ス饒ナラス第二自家ノ食料ヲ補ハンカ為メニ多ク蕎麦ヲ播種スルノ弊ヨリ生ス⁴⁴⁾」

根本的には、「公衆ノ共有地」としての「学田」地を「粗忽視シテ意ヲ注セス」という村民の「学田」地離れの進行がある。さらに共耕形態から小作人委託形態への変容による必然的な学田の荒廃化があるとされる。村民の「学田」地離れは、さらに自然災害の状況のなかでは「自己ノ耕地ヲモ保護スル能ハス況ンヤ共有地ニ於テヲヤ⁴⁵⁾」として、進行が倍加した。こうしたなかで、「労力多クシテ功績少シ何レノ日カ良途ニ就キ目的ヲ達シ得ヘキヤヲ疑フモノアリ⁴⁶⁾」とする状況があった。「樹林反別」への種類の変容は、こうした「学田」地離れの結果として生じたと考えることができる。萱稂等の植え付けは、それが「農家必需ノ品⁴⁶⁾」であり、「(田畑ノ耕作ニ比スレハ)其労力ノ寡キ十分ノ一ニ過キサル⁴⁶⁾」ものであることを理由としていた。それは、学田労働への負担を回避すると同時に、小学校維持よりも生活維持のために学田地を利用するという転換であった。

2. 学田の官治化

こうした「学田」地離れに対して、県当局もさまざまな対策を講じた。県は本来学田管理については、それが共耕自治を原則とすることから、必要以上の干渉・監督を避け、あくまで小学区の協議に任せる姿勢を示していた。そのため、当初「学田」地の貸下げを約十年と予定して、前五年は「学田興廃盛衰ハ巡視官及郡吏奨励如何ニアルモノ⁴⁷⁾」として、学田設置・運営の指導・助言に徹底していた。しかし、学田創設年（明治11年）より二、三年後には学田制は少なくともその収利金という実績において、すでに崩壊の徴候を見せ始めたため、県は何らかの対策を迫られていったと思われる。

その対策の一つが、明治13年及び14年に示された結香及び楮三椶の苗木の貸下げと植え付けの奨励策⁴⁸⁾であった。結香・楮三椶などの品種は、「歳々耕転ノ労力寡キ⁴⁹⁾」もので、「一回ノ種植スレハ以来培養ノ労役少ナク且稔ニ豊凶ノ嫌ヒナキ⁵⁰⁾」であった。それは、また他方において実際の学田地、特に「畑反別」の衰退や村民の学田離れを意識した対策でもあった。学田の廃棄を回避するため、功少なくとも労少ない品種への切り換えを県も意識した。しかし、こうした県の対策も徐々に失敗する⁵¹⁾。苗木の多くは「早災ニ被リ枯渴シタル⁵²⁾」とされる。また、製糸法の未発達により生産過剰になり、楮三椶の商品価値を下げたこと⁵³⁾や村民がこうした苗木の播種方法を知らず、人為的に枯渴させたも失敗の要因と考えられる。後者については、指導にあたった県の主任者は「人民播種培養ノ方法ヲ了知セサルヲ以テ諸般ノ手續悉ク主任者ノ口授セサルヲ得サレハ⁵⁴⁾」とする状況のなかで、「実ニ疲困セリ⁵⁵⁾」とされている。

表3 学田反別の内訳

		11年	12年	13年	14年	15年	16年
開墾反別		178.16	211.90	186.85	292.79	303.51	294.28
内 訳	水田反別	44.38 (24.9)	40.95 (19.3)	34.00 (18.2)	32.50 (11.1)	43.13 (14.2)	48.84 (16.6)
	畑反別	133.77 (75.1)	104.72 (49.4)	63.98 (34.2)	91.99 (31.4)	107.72 (35.5)	114.23 (38.4)
	樹林反別	0 (0.0)	66.23 (31.3)	88.85 (47.6)	168.25 (57.5)	152.65 (50.3)	131.11 (44.6)

(『文部省第六年報』～『文部省第十一年報』及び関係資料にもとづき筆者が作成。)

注：表中()内の数値は各年度ごとに「開墾反別」に対する各反別の割合をパーセントで表したものである。

結香及び楮三極などの苗木植え付けの奨励策は、「畑反別」の減少と「樹林反別」の増加、換言すれば村民の学田離れに対応した措置と考えられたが、一方において県内の村民の農耕技術・方法の知識や意欲の欠落により失敗したとみられる。

ともかく、村民の学田離れは急激に進行した。各郡の報告では「永遠ヲ謀ルノ着実忍耐ニ短ク収利ヲ見サルノ火速ナルカ為メ動モスレハ倦屈蟻シ無用ノ事実ナリト速了スルノ弊アリ⁵⁶⁾」とされている。これには、「学田ノ地タル多クハ瘦薄珪礫原蕪ノ土地ヲ開墾スルヲ以テ非常ノ労力ヲ用キテ得ル所ハ却テ其費ヲ償フニ足ラサルカ為メ⁵⁷⁾」として、労多く功少ない学田労働への農業者としての落胆があったと推察される。

明治15年6月12日、県はこれまでの「学田管理法」を廃止して、「学田取扱心得」を制定した。その理由はつぎのように述べられている。

「明治十一年学田開設以来之カ取扱方法ヲ整理スル為メ同十二年中学田管理法ヲ設定シ愈来四年ノ星屑ヲ経過シ其実績挙ラサルニアラレモ該法ニ於テハ未タ盡ササル所アリ其小作人貸付スル等ニ於テ他日弊害ヲ来スルノ憂アリ之為メ或ハ実績進歩ノ挙ヲ遅後ナラシムルノ恐アルヲ以テ昨十五年中該法ニ換フルニ学田取扱心得ヲ以テシ専ラ郡長ニ委託シテ小作人貸付ノ弊害ヲ豫メ防遏シ而メ県庁之カ監督ヲ掌リ時々管下ヲ巡視セシムル⁵⁸⁾」

以上によると、法改正の目的は、直接には「小作人貸付ノ弊害ヲ豫メ防謁」することにある。学田の運営が事実上共耕形態から小作人委託形態へ転換したことは、学田制の制度化のための政策理念であった共耕自治が担保として機能しなくなったことを意味する。村落の共同体的規制力を利用した学資労働は、村落自らの共同体的規制力の放棄によって必然的に制度として崩壊したとみられる。

「学田取扱心得」は、「当初町村共同ノ労役ヲ用ヒスシテ小作人ニ貸付スルヲ得ス」（同第三条）として、小作人委託に制限を付けるとともに、学田運営に関して県の監督・規制を増した。まず、「学田」地の不動産としての帰属が、「学区公共ノ不動産」（「学田管理法」第一条）から「町村ノ共有不動産」（「学田取扱心得」前文）に改正された。「学区」から「町村」への学田の所有権者の変更は、実際の学田運営の主体の区画には事実上の影響はないとしても、行政区画としての「町村」を結果的に重視することとなり、町村一郡一県の行政支配ラインの強化を招いた。同時に学田運営に関して、学務委員一郡役所一県庁の監督ラインが設定された。

例えば、「学田」地開墾の条件に関して、「貸渡年季ノ半期（例レハ十ヶ年ノモノハ五ヶ年）ニ至リ尚成功セサレハ其成功セサル部分或ハ全地ヲ返納セシムル」（「学田取扱心得」第二条四項）として条件が強化され、さらに学田の売却や交換のみではなく、地類変更についても一定の条件のもとに県庁の認可が必要とされるようになった。また、「学田」地自体も「公同便益ノ為メ河川道路ノ用ニ供スル時ハ貸渡ニ係ラス土地ノ返付ヲ命スルルアルヘシ」（「学田取扱心得」第二条三項）として、行政上の処分が優先された。

小作人委託の事例の増加による学田の荒廃化を抑止するため、「当初町村共同ノ労力ヲ用ヒスシテ小作者ニ貸付スルヲ得ス」（「学田取扱心得」（第三条二項）とする法改正の目的は、同時に「学田」地の帰属を町村に置き郡及び県の管理・監督の強化を方法として、「学田」地及び学田運営を官治化することであった。この時点において、学田制は村落共同体の共耕自治を原則とする入会的自治労働から県の公共事業に不可避的に変容したと考えられる。

ま と め

学田制は、本来荒蕪地開墾による殖産興業政策と義務教育制度確立のための教育財政政策のリンクしたところに生じた。それは、一方で農業生産力の向上による民力の安定を、他方で教育費負担における村民の抵抗意識を回避する目的をもっていた。その目的を達成するために、官有地貸下げ及び民有地寄付による入会地の返還を手段、旧慣秩序としての共耕自治を方法理念として制度化された。

「学田」地の貸下げは、一定の条件のもとに将来的に村落の共有地となることを意味していた。共有地としての学田地、それはたとえ収益金の使途が小学校運営に限られているとしても、明らかに一個の村落からみれば「入会地」的性格をもっていた。学田地の存在により、村民の小学校所有意識（それは同時に共同負担意識であるが）は、単に「説得の技術」としてのレベルを越えて、共同体的規制力の発動を促したと思われる。

一般に、村落のなかの共同地（入会地）は村落の持つ共同体的絆の物的シンボルとして存在する。貨幣経済の浸透がさほど及ばないむしろ物納経済の支配する村落社会においては、土地の占取によって村落の共同体性が維持されてきたといえる。さらに、土地の占取は単に

土地の共同所有を意味するのではなく、共同耕地としてそこに共同体的規制力により統一的にコントロールされた共同労働が自動的に派生する。この共同労働は隣保共助・相互扶助の名のもとに旧慣的な共同体的規範として歴史的に根づいている。したがって共同耕地としての学田地の存在、共同体的規範に根ざす共同労働としての学田労働は、観念としては存在していた村落の共同体的規制力を浮上させ、逆利用することにより設置者負担を学資労働という無償奉仕により正当化する妙案であったと評価できる⁵⁹⁾。

しかし、学田制は事実において単に受益者負担の一方法にしかすぎなかった。学田地はその収益が一定の条件のもとに共耕者に配分することが許されていたとしても、本来その多くが官有名不毛地・荒蕪地であった。開墾の労苦は大きく、またその収益は学資を補うにはあまりにも多くの時間と労働を必要とした。こうした実態に加えて、学田地は本質的には擬制的な入会地であった。

基本的には、入会地は自然経済に依拠する村民にとって生活上の利益を保障する権利（入会権）を内容とする。堆肥・家畜飼料・燃料に用いる草木を採取する利益があたえられることを前提としていた。したがって、入会地に対する共同労働及び共同体的規制力にもとづく自治的原理は、村民個人個人の利益の集合としての共同体的利益の保護を目的としていた。これに対して、学田は本質的には共有的な生活利益の保護ではなく、学資負担という共有的な負担の履行を内容としていた。生活利益（権利）に対して学資負担（義務）という相反する性格を持つ学田は、収益金の低迷の状況のなかで、入会地的利益の得られないまま、その共同労働を負担視する村民の学田離れを引き起こすこととなる。

さらに、学田地が擬制的入会地であったことはその存在による。それは、学田の共耕が複数の村落共同体の共同運営を条件とすることが、他面村落共同体間の亀裂と紛争を招いたことを意味する。この場合の学田は、本来入会地が一個の村落共同体の範囲内に位置し一個の村落共同体の社会的まとまりにおいて存在しているのに対して、複数の村落共同体（「学区」及び連区）の連合的な共同負担のなかに存在していた。それは、当然に村落共同体間に個別な共同体的利害の対立を誘発するのに十分であった⁶⁰⁾とみることができる。

学田制の崩壊は、擬制的入会地としての学田が、村民の生活のための防衛の前にその虚偽性を表したものである。政策的には公教育の生存論理を村落共同体の生存論理に絡めんとした妙案であったが、むしろ、共同体側の生活防衛・自力更生と言う生存論理の前に皮相的な公教育論が排斥されたと考えられる。それは、本質的には県施策としての教育費の社会的組織化それ自体への村落共同体自身の防衛と抵抗とみることができる。

注

1) 辻三千子『町組と小学校』角川書店、1977年、165頁。花井信『近代日本地域教育の展開』梓出版社、23～31頁。

学資労働の社会的組織化

2) 「学田制」に関する先行研究としてはつぎのものがある。千葉正士『学区制度の研究』勁草書房、1962年。井上陽之助「部落慣行としての学田に関する研究及末子相続に関する研究」、『各務研究報告』49号、岐阜高等農林学校、1939年1頁～64頁。しかし、前者は資本金蓄積の特殊な事例として「学田制」をわずかに説明するものであり、後者は「学田制」の起源を求める農政学的分析に終始するもので、どちらも「学田制」を固有な対象とする本格的な研究とはいえない。

なお、青森県以外においても「学田制」は存在した。ただし、それらは青森県のように全県的に、しかも制度的形態としてではなく、あくまでも特殊事例的に各県内においてもまれなケースとして、事実としての「学田」として存在したにすぎない。

3) 五十嵐颯『民主教育と教育学』青木書店、1978年、156頁

4) 同上書160頁

5) 吉岡健次『日本地方財政史』東京大学出版会、1981年、5頁

6) 花井信・前掲書4頁

7) 黒崎勲『公教育費の研究』青木書店、1980年、12頁

8) 蓬萊校『明治拾年九月御指令集』、弘前市図書館所蔵文書。同通達文は前文にるびがうたれ、ひらがなが用いられている。

なお、「学田」はこれより以前から事実として存在していた。すでに、明治7年4月25日青森県第十五中学区（弘前）学区取締であった相馬三郎が、当時の県令池田種徳に「(小学校設立・維持のための) 勸業ニ関スル上申」(括弧内筆者記)を建白している。その内容は、廃藩以来放置されたままの弘前城内の土地を利用して果樹園をつくり、その収益を学資金に充てるというものであった。その理念は「学ヲ興ス心理ヲ興サスンハヤルベカラズヤ其利ヲ興サントスルヤ生産ニ如カサル」として、いわゆる興学の啓蒙を殖産及び興国の精神を媒介として喚起する意図があったと思われる(『青森県教育史第三巻 資料篇I』、青森県教育委員会、1970年、133頁～134頁、参照)。なお、この理念は後の学田制に受け継がれたと推察される。ついで、明治9年には「将来教育進歩ニ付復要ノ件」として、「村落ノ学校ハ学区丁扛使役ノ法ヲ設ケ学田ヲ開墾スル等学校附属ノ不動産ヲ興ス事」が報告されている(「明治九年青森県学事年報」(『文部省第六年報』289頁～308頁)300頁)。以下注においては同類の出典については簡略に『文部省第六年報』300頁などと略す。

9) 『青森県教育史第一巻 記述篇I』、青森県教育委員会、1972年、445頁～447頁、参照。

10) 『文部省第六年報』、明治11年、305頁

11) 同上書306

12) 『青森県布達綴 明治十二年』、弘前市立図書館所蔵文書。なお、同両法の歴史的、地域的慣習としての性格については、つぎの拙稿で若干述べた。参照されたい。拙稿「『学田の法』にみる村落の共同体的規制」、『日本教育法学会年報』13号、有斐閣、1984年、200頁。

13) 有倉弥八「青森県令山田秀典の馬耕技術」、『郷土誌うとう』第31号、青森県郷土会、1965年、34頁～37頁、参照。なお、山田氏に対する中央の評価は高く、「置県以来県令ノ交換頻数ニシテ其度毎ニ民政ニ幾多ノ変革アリシヲ以テ居民ノ為ニ大ナル不幸ヲ興ヘタリ現在ノ山田氏赴任以来大ニ民政ニ力ヲ盡シ学政ノ如キモ大抵同氏ノ施行セルモノニ係ル県官学事ヲ度スルノ甲乙ヲ論スル時ハ本県遙カニ岩手県ノ上ニアル」と評されている(「第七大学区内岩手青森巡視功程」、『文部省第六年報』明治11年、63頁)。この場合、学田制も学政の一つとして地方官(県令)の専決的な学事であり、例えば当時の県議会議事録には学田制に関わる議事は一切みあたらない。その意味では、学田制は山田氏個人の動機により制度化されたとも考えられる。

14) 当初の内務省への申請は官有不毛地の下付としてであったが、それが一度拒否された後、賃下げに改められた。なお、内務省の特許は明治11年2月5日とされている(『文部省第六年報』、明治11年、204頁～205頁)。

この場合、政府は学田制に対しては、それが事実上荒地開墾であることから「其事功ヲ養シテ実利ヲ得ルハ極メテ難シ」（「第七大学区内岩手青森巡視功程」、『文部省第六年報』、明治11年、63頁）として、その成功を懸念していた。

- 15) 「青森県学区割」, 明治9年5月改正, 青森県立図書館所蔵, 参照。
- 16) 前田佐左エ門「諸調書上控留帳」, 岩木町役場所蔵。
- 17) 『青森市沿革史 中巻』, 青森市編さん委員会, 1967年, 58頁。
- 18) 前田佐左エ門 前掲資料。
- 19) 『細越村郷土誌』, 1978年, 219頁。
- 20) 千葉寿夫編『和徳小学校沿革史 明治篇』, 1964年, 75頁~76頁。
- 21) 『和徳小学校沿革史』, 和徳小学校創立百周年記念事業協賛会, 1976年, 71頁に掲載された史料より。
- 22) 明治17年以降, 学田制に関する記事は公報（『文部省年報』など）から消えた。
- 23) 『文部省第五年報』, 明治10年, 374頁。
- 24) 『文部省第八年報』, 明治13年, 279頁。
- 25) 『文部省第十年報』, 明治15年, 491頁。
- 26) 明治12年から明治14年度の「学田収穫金」については、『文部省年報』の中で、「学費出納」欄に集計された額と、「学田」に関する本文記事に示された額が異なっていた。ここでは、「届出」表簿としての形式性を重んじて、「学費出納」欄の額に依った。
- 27) 『文部省第四年報』から『文部省第十一年報』に記された学校財政関係の記事や表から筆者が集計し、試算した。
- 28) 例えば、明治15年度について述べれば、「学田収穫金」が1,400円（0.9%）であるのに対して、「地方税」24,675円（17.5%）, 「協議集金」97,092円（69.0%）, 「生徒授業料」7,453円（5.3%）, 「寄付金」4,586円（2.8%）となっている。
- 29) 『文部省第七年報』明治12年, 221頁。
- 30) 同上書 221頁。
- 31) 『文部省第五年報』, 明治10年, 59頁。当初、一校を維持する経費は百円が予定されていた。それに合わせて学田規模も標準として、「水陸田」なら2町歩, 「山林」なら10町歩が予定されていた。

32) 補表1 城西小学校学校経費

歳 出		歳 入	
教員給料	438	授業料	144
習字教員給料	18	学田収利	5.93
炭(330俵)	39.60		
賞興費	8		
書籍費	6		
器械新調費	3		
筆墨紙料	4.80		
雑費	8		
試験費	6		
修繕費	3		
開校費	13		
小使給料	38.50		
計	585.90		149.93

（『公立城西小学校設立ニ関スル協議会案件集録』明治17年, 弘前市立図書館所蔵にもとづき筆者が作成）

補表2 差引額の賦課法

賦課法	歳入予定	賦課割合・方法
戸数別	169.708	戸数930, 一戸につき18銭 2厘 4毛
地租別	169.708	地租金 300円29銭 5厘, 一円につき56銭 3厘
営業別	84.854	営業税金1125円90銭, 一円につき 7銭 5厘 3毛

(補表1と同じ)

- 33) 『城西小学校百年誌』, 城西小学校創立百周年記念事業協会, 1983年, 30頁～34頁。
- 34) 『文部省第九年報』, 明治14年, 415頁
- 35) 同上書, 同頁。
- 36) 『文部書第十一年報』, 明治16年, 449頁。
- 37) 『文部省第九年報』, 明治14年, 415頁。
- 38) 同上書, 同頁。
- 39) 『文部省第十年報』, 明治15年, 496頁。
- 40) 『文部省第九年報』, 明治14年, 415頁。
- 41) 『文部省第十年報』, 明治15年, 491頁。
- 42) 『文部省第八年報』, 明治13年, 278頁。
- 43) 同上書, 同頁。
- 44) 同, 同頁。
- 45) 同, 279頁。
- 46) 『文部省第九年報』, 明治14年, 415頁。
- 47) 『文部省第五年報』, 明治10年, 473頁。
- 48) 「津軽各郡学田苗木貸下法」, 『青森県布達 学校教育関係』, 弘前市立図書館所蔵。
- 49) 『文部省第九年報』, 明治14年, 415頁。
- 50) 同上書 417頁。
- 51) 『朝陽百年史』朝陽小学校百年史編さん委員会, 1974年, 200頁。
- 52) 『文部省第八年報』, 明治13年, 280頁。
- 53) 前野喜代治『明治期の初等教育の研究—特に青森県を中心として—』成文堂, 1966年, 252頁。
- 54) 『文部省第八年報』, 明治15年, 280頁。
- 55) 同上書, 同頁。
- 56) 『文部省第十年報』, 明治15年, 493頁。
- 57) 同上書, 同頁。
- 58) 同, 493頁～494頁。
- 59) 学田の多くは, その後町村の一般の所有地に解消されたり, 富裕者の私有地として払下げされたが, 一部「学林」として変換され小学校基本財産として維持され残ったケースがある。以下, 参照。
『細越村郷土誌』, 1978年, 219頁。『南津軽部 是全』, 1963, 268頁。『十和田市史』, 1977年, 98頁。『藤坂村誌』, 1967年, 32頁。『伝法寺小学校沿革史』, 1980年, 102頁。『たものきの心』, 八戸市立田面木小学校, 1981年, 84頁。『百年祭記念誌』, 西越小学校, 1974年, 5頁。
- 60) 「東奥日報」(明治24年6月3日)によると, 三戸郡湊村と小中野村両村の共有学田払下げに関して, 湊村の所有にするか両村の共有にするかについて争いがあったと報じられている。